

# 宿泊業における技能実習の実施について

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用される。）
- 今般、（一社）宿泊業技能試験センターが宿泊技能実習評価試験を整備し、宿泊職種は、令和2年2月25日に「技能実習2号移行対象職種」に追加され、通算3年間の実習が可能となった。

## 宿泊職種における実習内容

### [第1号技能実習]

上司の指示を受けて以下の作業等ができる。

利用客の送迎作業



滞在中の接客作業



会場の準備  
・整備作業



料飲提供作業



利用客の安全  
確保と衛生管理 安全衛生業務



### [第2号技能実習]

1号の作業等を主体的にできることに加え、応用が効いた以下の作業等ができる。チェックイン・チェックアウトの作業は上司の指示を受けて作業等ができる。

利用客の送迎作業



チェックイン  
チェックアウトの作業



滞在中の接客作業



会場の準備  
・整備作業



料飲提供作業



利用客の安全  
確保と衛生管理 安全衛生業務



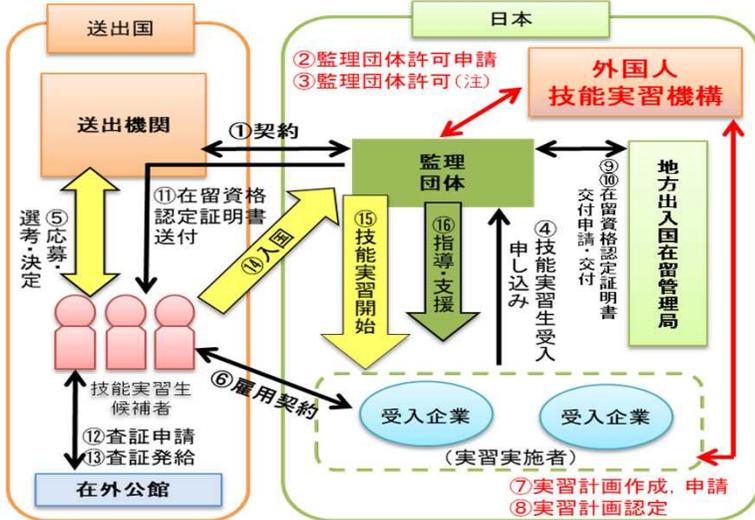
# 技能実習制度の仕組み

- 技能実習制度は、国際貢献のため、開発途上国等の外国人を日本で一定期間（最長5年間）に限り受け入れ、OJTを通じて技能を移転する制度。（平成5年に制度創設）
- 技能実習生は、入国直後の講習期間以外は、雇用関係の下、労働関係法令等が適用されており、現在全国に約37万人在留している。  
※令和元年6月末時点（速報値）

## 技能実習制度の受入れ機関別のタイプ

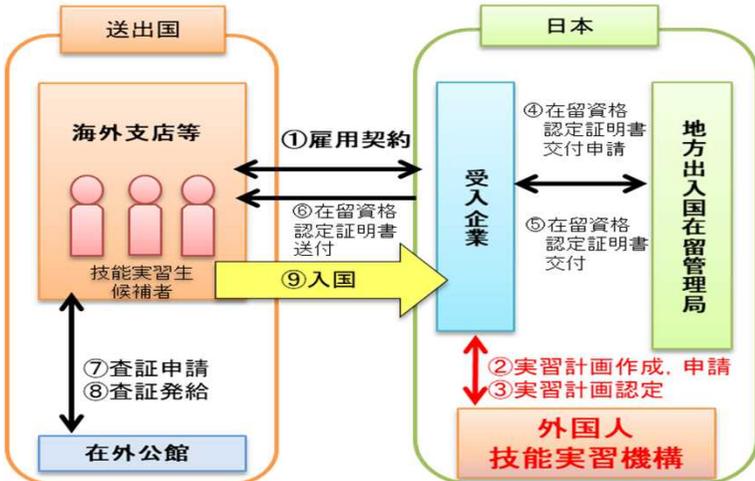
**【団体監理型】** 非営利の監理団体（事業協同組合、商工会等）が技能実習生を受入れ、傘下の企業等で技能実習を実施

※機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

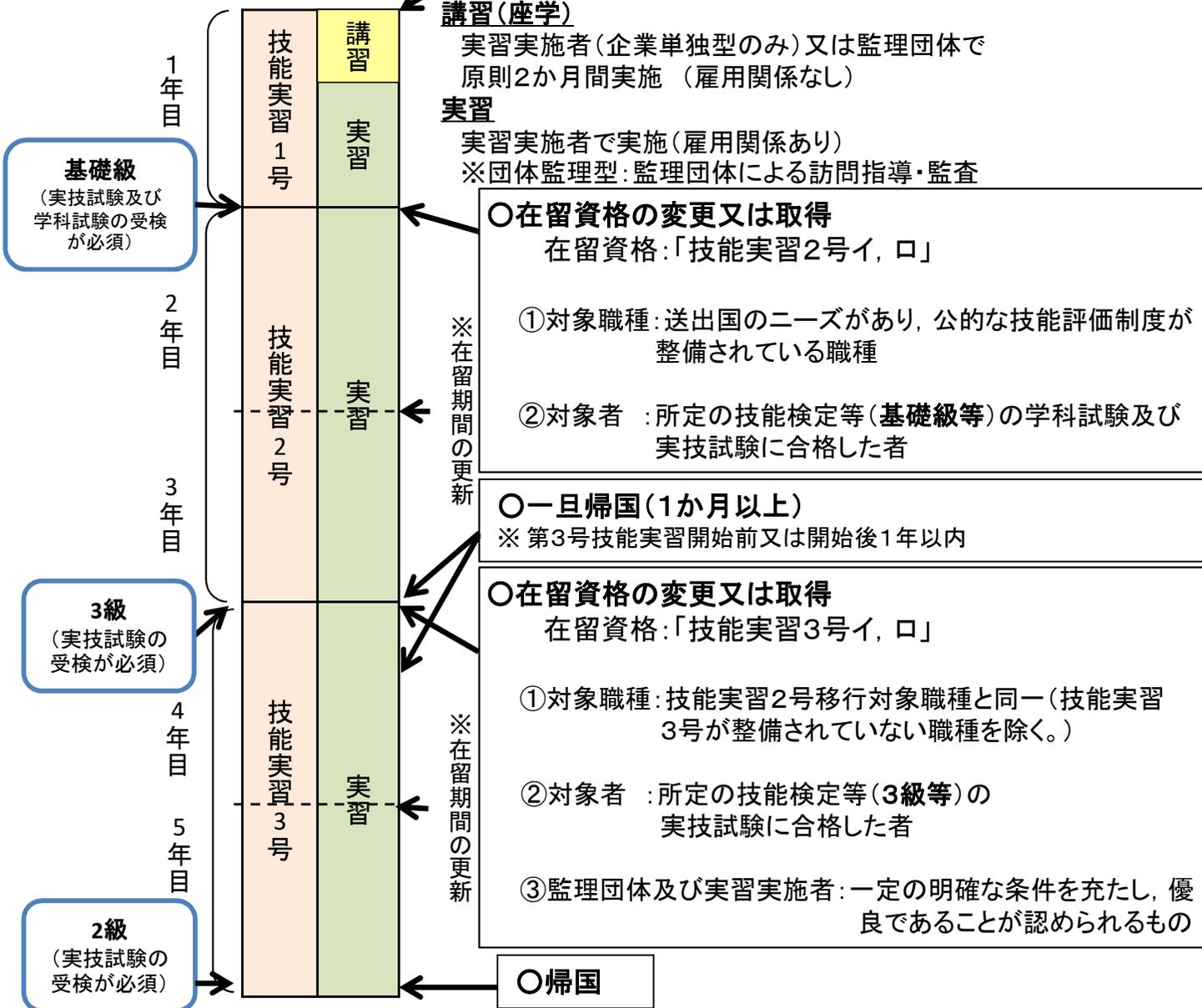


注：外国人技能実習機構による調査を経て、主務大臣が団体を許可

**【企業単独型】** 日本の企業等が海外の現地法人、合併企業や取引先企業の職員を受け入れて技能実習を実施



## 技能実習の流れ



○入国 在留資格：「技能実習1号イ、ロ」

**講習(座学)**  
実習実施者(企業単独型のみ)又は監理団体で原則2か月間実施(雇用関係なし)

**実習**  
実習実施者で実施(雇用関係あり)  
※団体監理型：監理団体による訪問指導・監査

○在留資格の変更又は取得  
在留資格：「技能実習2号イ、ロ」

①対象職種：送出国のニーズがあり、公的な技能評価制度が整備されている職種

②対象者：所定の技能検定等(基礎級等)の学科試験及び実技試験に合格した者

○一旦帰国(1か月以上)  
※第3号技能実習開始前又は開始後1年以内

○在留資格の変更又は取得  
在留資格：「技能実習3号イ、ロ」

①対象職種：技能実習2号移行対象職種と同一(技能実習3号が整備されていない職種を除く。)

②対象者：所定の技能検定等(3級等)の実技試験に合格した者

③監理団体及び実習実施者：一定の明確な条件を充たし、優良であることが認められるもの

○帰国

# 技能実習制度 移行対象職種・作業一覧（82職種146作業）

（令和2年2月25日時点）

## 1 農業関係（2職種6作業）

職種名	作業名
耕種農業●	施設園芸
	畑作・野菜
	果樹
畜産農業●	養豚
	養鶏
	酪農

## 2 漁業関係（2職種9作業）

職種名	作業名
漁船漁業●	かつお一本釣り漁業
	延縄漁業
	いか釣り漁業
	まき網漁業
	ひき網漁業
	刺し網漁業
	定置網漁業
	かに・えびかご漁業
	ほたてがい・まがき養殖
養殖業●	

## 3 建設関係（22職種33作業）

職種名	作業名
さく井	パーカッション式さく井工事 ロータリー式さく井工事
建築板金	ダクト板金 内外装板金
冷凍空気調和機器施工	冷凍空気調和機器施工
建具製作	木製建具手加工
建築大工	大工工事
型枠施工	型枠工事
鉄筋施工	鉄筋組立て
とび	とび
石材施工	石材加工 石張り
タイル張り	タイル張り
かわらぶき	かわらぶき
左官	左官
配管	建築配管 プラント配管
熱絶縁施工	保温保冷工事
内装仕上げ施工	プラスチック系床仕上げ工事 カーペット系床仕上げ工事 鋼製下地工事 ボード仕上げ工事 カーテン工事
サッシ施工	ビル用サッシ施工
防水施工	シーリング防水工事
コンクリート圧送施工	コンクリート圧送工事
ウェルポイント施工	ウェルポイント工事
表装	壁装
建設機械施工●	押土・整地 積み込み 掘削 締固め
築炉△	築炉

（注1）●の職種：技能実習評価試験に係る職種

## 4 食品製造関係（11職種16作業）

職種名	作業名
缶詰巻締●	缶詰巻締
	食鳥処理加工
食鳥処理加工業●	加熱性水産加工
	食品製造業●
	節類製造
	加熱乾製品製造
	調味加工品製造
非加熱性水産加工食品製造業●	くん製品製造
	塩蔵品製造
	乾製品製造
水産練り製品製造	発酵食品製造
	かまぼこ製品製造
牛豚食肉処理加工業●	牛豚部分肉製造
ハム・ソーセージ・ベーコン製造	ハム・ソーセージ・ベーコン製造
パン製造	パン製造
そう菜製造業●	そう菜加工
農産物漬物製造業●△	農産物漬物製造
医療・福祉施設給食製造●△	医療・福祉施設給食製造

## 5 繊維・衣服関係（13職種22作業）

職種名	作業名
紡績運転●△	前紡工程
	精紡工程
	巻糸工程
	合ねん糸工程
織布運転●△	準備工程
	製織工程
	仕上工程
染色	糸浸染
	織物・ニット浸染
ニット製品製造	靴下製造
	丸編みニット製造
たて編ニット生地製造●	たて編ニット生地製造
婦人子供服製造	婦人子供既製服縫製
紳士服製造	紳士既製服製造
下着類製造●	下着類製造
寝具製作	寝具製作
カーペット製造●△	織じゅうたん製造
	タフテッドカーペット製造
	ニードルパンチカーペット製造
帆布製品製造	帆布製品製造
布はく縫製	ワイシャツ製造
座席シート縫製●	自動車シート縫製

## 6 機械・金属関係（15職種29作業）

職種名	作業名
鑄造	鑄鉄鑄物鑄造
	非鉄金属鑄物鑄造
鍛造	ハンマ型鍛造
	プレス型鍛造
ダイカスト	ホットチャンパダイカスト
	コールドチャンパダイカスト
機械加工	普通旋盤
	フライス盤
	数値制御旋盤
	マシニングセンタ

（注2）△のない職種・作業は3号まで実習可能。

## 6 機械・金属関係（続き）

職種名	作業名
金属プレス加工	金属プレス
鉄工	構造物鉄工
工場板金	機械板金
めっき	電気めっき 溶融亜鉛めっき
アルミニウム陽極酸化処理仕上げ	陽極酸化処理
	治工具仕上げ
	金型仕上げ
	機械組立仕上げ
機械検査	機械検査
機械保全	機械系保全
電子機器組立て	電子機器組立て
電気機器組立て	回転電機組立て 変圧器組立て
プリント配線板製造	配電盤・制御盤組立て
	開閉制御器具組立て
	回転電機巻線製作
	プリント配線板設計 プリント配線板製造

## 7 その他（16職種28作業）

職種名	作業名
家具製作	家具手加工
印刷	オフセット印刷
製本	製本
プラスチック成形	圧縮成形
	射出成形
	インフレーション成形 ブロー成形
強化プラスチック成形	手積み積層成形
塗装	建築塗装
	金属塗装
	鋼橋塗装
	噴霧塗装
溶接●	手溶接
	半自動溶接
工業包装	工業包装
紙器・段ボール箱製造	印刷箱打抜き
	印刷箱製箱
	貼箱製造 段ボール箱製造
陶磁器工業製品製造●	機械ろくろ成形
	圧力鑄込み成形
	バット印刷
自動車整備●	自動車整備
ビルクリーニング	ビルクリーニング
介護●	介護
リネンサプライ●△	リネンサプライ仕上げ
コンクリート製品製造●	コンクリート製品製造
宿泊●△	接客・衛生管理

○ 社内検定型の職種・作業（1職種3作業）

職種名	作業名
空港グランドハンドリング●	航空機地上支援
	航空貨物取扱
	客室清掃△

① 本国への帰国が困難な方

⇒ 「**特定活動（6か月・就労可）**」又は「**特定活動（6か月・就労不可）**」への**在留資格変更が可能**です

※ 「**特定活動（6か月・就労可）**」は、従前と同一の業務で就労を希望する方に限ります。

（5月21日変更点：就労の可否にかかわらず、「**特定活動（6か月）**」としました。）

※ **帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能**です

② 技能検定等の受検ができないために次段階の技能実習へ移行できない方

⇒ 受検・移行ができるようになるまでの間、「**特定活動（4か月・就労可）**」への**在留資格変更が可能**です

※ 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する方に限ります

③ 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

⇒ 特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「**特定活動（最大1年・就労可）**」への**在留資格変更が可能**です

【以下については**技能実習2号を修了される方**へのご案内です】

④ 「**特定技能1号**」への移行のための準備がまだ整っていない方

⇒ 移行準備の間、「**特定活動（4か月・就労可）**」への**在留資格変更が可能**です

※ 今般の新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響に鑑み、**必要書類を簡素化**しています

※ 「**技能実習3号**」を修了される方も対象となります

※ 既に移行のための準備が整っている方については、「**特定技能1号**」への**在留資格変更が可能**です

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00197.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00197.html)

⑤ 「**技能実習3号**」への移行を希望される方

⇒ 優良な監理団体及び実習実施者の下であれば、「**技能実習3号**」への**在留資格変更が可能**です

[http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07\\_00146.html](http://www.moj.go.jp/nyuukokukanri/kouhou/nyuukokukanri07_00146.html)

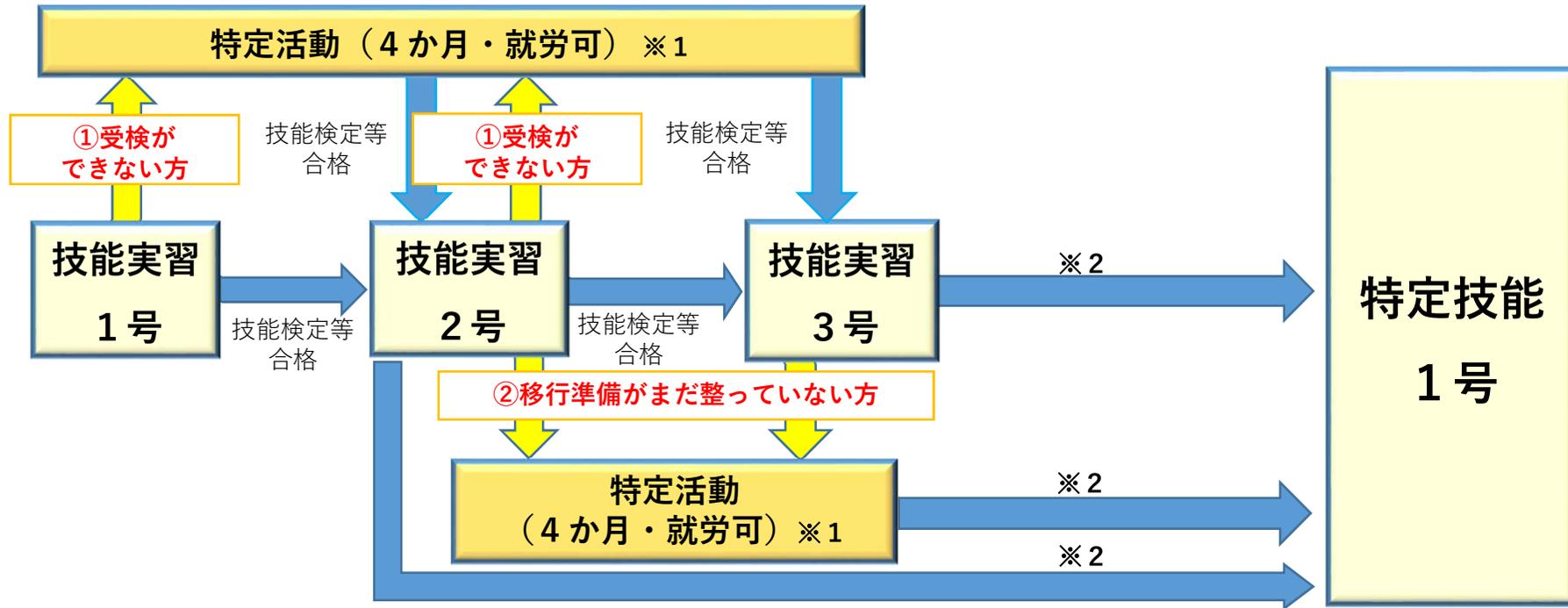
# 新型コロナウイルス感染症の感染拡大等を受けた技能実習生の 在留諸申請の取扱いについて（チャート図）



出入国在留管理庁  
Immigration Services Agency of Japan

## 1. 引き続き本邦に在留する方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、①技能実習修了時の技能検定等の受検ができない方、②「特定技能1号」への移行準備がまだ整っていない方、③「技能実習3号」への移行を希望される方は、次の手順をとることができます。



## 2. 実習先の経営悪化等により技能実習の継続が困難となった方（新たな実習先が見つからない場合）

特定技能外国人の業務に必要な技能を身に付けることを希望するなど一定の条件を満たす場合は、「特定活動（最大1年・就労可）」への在留資格変更が可能です。

## 3. 本国への帰国が困難な方

新型コロナウイルス感染症の感染拡大等の影響により、本国への帰国が困難な方は、「特定活動（6か月・就労可）」※3等への在留資格変更が可能です（帰国できない事情が継続している場合には、更新を受けることが可能です。）。

- ※1 従前と同一の受入れ機関及び業務で就労を希望する場合に対象となります。
- ※2 技能実習2号を良好に修了した外国人は、特定技能1号への移行に必要な試験（技能、日本語）が免除されます。
- ※3 従前と同一の業務で就労を希望する場合に対象となります（従前と異なる受入れ機関においても就労が認められます。）。